

資料①

3. 米ソ軍備管理交渉

軍備管理に関する米ソ間の交渉は、83年末のソ連による中距離核戦力(INF)交渉及び戦略兵器削減交渉(START)の一方的中断によりとだえていたが、84年11月になって両国は新たな交渉に入ることに合意、85年1月の米ソ外相会談において、交渉の対象を宇宙兵器及び核兵器(戦略核と中距離核の双方)に関する問題の総体とすること、並びに交渉の目的は宇宙での軍備競争の防止、地球上での軍備競争の停止、核兵器の制限と削減、及び戦略的安定の強化を目指した効果的取決めの作成であることなどを述べた共同声明が発表された。

これに基づいて、85年中及び86年4月現在まで、ジュネーヴにおいて4ラウンドの交渉が行われた。

米国は交渉当初よりSTART、INF交渉時以来の提案を引き続き維持する旨明らかにしていたが、ソ連側はこれに対する具体的立場は明らかにしなかったため、第1ラウンド(85年3月12日～4月23日)及び第2ラウンド(5月30日～7月16日)においては交渉の進展は見られなかった。しかしながら、7月初めに6年半振りの米ソ首脳会談の11月開催が発表されたことから軍備管理分野の合意達成に対する期待も高まり、ソ連は9月末、初めて具体的数値を含む提案を行った。これを受けて、米国も11月1日にソ連案を踏まえた提案を行った。

ソ連の提案は戦略核兵器の50%削減、及び中距離核の展開の中止と最大限の削減等に関するものであるが、いわゆる宇宙打撃兵器の全面禁止を戦略核削減の前提条件としていること、中距離核分野で欧州のみを対象地域としアジアを除外していること、戦略核兵器の定義を「双方の領土に到達する能力のある核兵

器」というソ連に一方的に有利なもの(米国の中距離核及び空母艦載機等は含まれるが、ソ連のSS-20等は含まれない)としていることなど、米国及び西側諸国の立場からは受け入れ難い点を多々含んでいた。

これに対し米国は、戦略核兵器の約50%削減、欧州部中距離核ミサイルの140基までの削減、及びアジア部での同率削減を対案として主張した。

注目の米ソ首脳会談は11月19、20日の両日ジュネーヴで行われ、21日に共同発表が発出されたが、軍備管理分野については、「適切に適用された米ソの核兵器の50%削減にかかる原則」及び「中距離核兵器にかかる暫定合意の考え方」が、両国の「共通の基盤が存在する諸分野」であること、またこれらに関する話し合いを早期に進展させるべきことなどが合意された。

その後、86年1月15日に、ゴルバチョフ書記長は、核軍縮に関する新提案を行った。これは、3段階を経て2000年までに核兵器を廃絶することを内容としているが、米ソ間の基本的対立点につき柔軟性を示すものではなく、中距離核の取扱いについても欧州にのみ重点を置くものであった。これに対し2月24日、レーガン大統領は、我が国をも含む同盟諸国と緊密な協議を経て、まず適切に適用された攻撃核兵器の50%削減、及びINF合意の交渉を第一歩として達成すべきであること、中距離核兵器については89年末までにグローバルに全廃するとの提案を含んだ対ソ回答を行った。86年1月16日から3月4日まで行われた第4ラウンドにおいては、具体的進展はなかった模様である。

このように、85年及び86年初頭においては、首脳会談開催を中心として米ソ間に活発な動きがあったが、両国の基本的立場の相違は依然として大きく、実質的な進展を見るに至らなかった。今後の交渉の見通しも次回の首脳会談開催の問題と絡んで現時点では極めて不明瞭であり、いずれにせよ今後ともかなりの紆余曲折があるものと考えられる。

[目次へ](#)

資料②

軍縮に関するゴルバチョフ書記長新提案
に関する取り敢えずの評価

61. 1. 16
軍 縮 課

本件ゴルバチョフ提案については、未だ必ずしも明確でない点もあるが、我が方取り敢えずの評価は次の通り。(提案概要別添1)

1. 全般的コメント

- (1) 本件提案の最大の狙いは、SDIは核廃絶につながるとの米国の主張に対抗し、ソ連なりの核廃絶への道筋を示すことにより、特に対西側世論との関係においてSDI阻止との自己の立場の強化を図ることにあると思われる。
- (2) 今次提案は核兵器の究極的廃絶を目指したものであるとの点については注目に値すると考えるが、他方、ソ連提案を詳細に検討すれば多くの問題点を含んでおり到底評価できない。

更に西側の結束の観点から見れば強大なソ連の通常戦力に直面して抑止力としての核の役割を重視しているNATO諸国の立場にも十分配慮することが必要であると思われる。

- (3) 今次提案の個々の要素は、若干のものを除いてジュネーブの米ソ軍備管理・軍縮交渉のコンテキストの関連で

ソ連が表明してきた立場を集大成したにすぎず、又、いくつかの段階を経て核兵器の全廃を目指すとのアプローチ自体は、近年においては初めてのこととは言え、過去においては、ソ連が50年代のマリク提案及びフルシチョフ提案更に60年代初頭の軍備全廃案で使っているもの(別添2 参考参照)で、言わばソ連の常套手段であると言えよう。

(4) しかしながら、2回目の米ソ首脳会談を控えて軍備管理分野での何らかの実質的進展を期待する気運の強い国際世論の中で、かかる"包括的"提案を第4ラウンド開始前夜というタイムリーな時機に出してきたソ連側の対応は国際世論工作の観点からは極めて巧妙である。

(5) 他方、今次提案に係るソ連の実質的なねらいがSDI阻止にあることは安倍大臣との会談におけるシュバルナツェ外相自身の発言からも明らかであるが、「ゴ」書記長自身、第一段階における50パーセント削減が米のSDI放棄を前提としている点を明確にしている。

(注: 正確には「かかる削減は米ソ両国が攻撃的宇宙兵器の開発、実験、配備を相互に放棄するとの条件の下においてのみ可能となる」)

(6) 全体として、第1段階に含まれる諸措置相互の関係及

び第1から第3の各段階相互の関係が明らかでなく、ソ側のプレゼンテーションから見る限り、これらすべてがワンセットとして提案されているようであり、しかりとすれば、個々のポイントの評価とは別に、良かれ悪しかれ核兵器が現実を果たしている抑止力としての役割を捨象して2000年という期限を恣意的に設定して短兵急に核の廃絶を目標とすることについては疑問があろう。

- (7) アジアの安全保障に関し一項を設けて言及しているのは、例えばINF分野で欧州のみを重視し、アジアの安全保障に配慮していないとの批判をかわそうとするとともに、アジア安保構想、極東CBM構想等の今後の推進のための布石を打つ目的があると考えられる。

2. 我が国として注目すべき点

(1) START関係

「相手国の領土に到達し得る」核兵器の2分の1削減と右が運搬する弾頭数を6,000に制限するとの提案は、昨年9月のソ連新提案に含まれている内容のとおりであり、「相手国の領土に到達し得る」との定義の問題点についても同じ。右削減が米によるSDI放棄を前提としていることも変わらず。

(2) INF関係

- (イ) 第1段階において欧州のINFの全廃(SS-20を含む)

米側のゼロゼロオプション(アジアも含むグローバルな全廃)に対抗してソ連ゼロオプション(欧州のみ全廃)として、今回と同様の考え方が示唆された経緯有(81年末)。対象となるSS-20が欧州部のみであることは問題。欧州からの全廃が撤去(この場合アジア部への移動の可能性がある)でなく廃棄であるか不明確。

- (ロ) アジアにおけるINFの取扱い

第2段階で(欧州のINF全廃に続いて)INFの廃絶に関する一層の措置を実施するとしているのはアジア部での削減を意味するものとも考えられるが、具体的手段は示されておらず、又、中国をどのように念頭に置いたものか不明。いずれにせよ、西欧とアジアの分断を図る動きと見ることができ要警戒。

- (3) 英仏核の扱い

英仏核の現状凍結を求めている点は、欧州における米ソのINFの完全廃棄と相俟つて従来INF分野において英仏核の算入を求めていたソ連の主張から一步譲歩したものとすることも可。米ソの実質的かつ大幅な核削減等

の諸前提が達成されて始めてソ連との直接交渉の可能性も考える旨示唆してきた英仏の対応が注目されるものの、数的凍結は、核弾頭数増加の方向の近代化計画を進めている英仏としては受諾困難と思われ、ソ連としては、一つの難題を引っ込めて新たな難題を出してきたとの感有り。

また、米としては、英、仏の立場を代弁して交渉する立場にないとの基本的考え方である。

(4) 戦術核(SRINF及び各種野砲をさすと思われる)の凍結及び廃絶

「ゴ」提案では第1段階で凍結し、第2段階で廃棄することとなっているが、この分野はソ側優位の分野。特に西独をはじめとするNATO諸国にとっては戦略的意味をも持ち得る兵器であり、ソ連に有利なままでの凍結では合意不可と考えられる。

(5) SDI関係

(イ) 攻撃的宇宙兵器の禁止及びこれと核兵器削減のリンクは米国として受け入れられないもの。又、第2段階において他の主要工業国も宇宙兵器禁止に合意するとしている点については、西側諸国のSDI研究参加を牽制せんとする意図も伺える。

(ロ) 新たな物理的原則に基づく大量殺りく能力を有する非核兵器の生産禁止は、SDI阻止の狙いの一環であり、SDIは非核兵器であつても、大量殺りく能力を有する第一撃兵器であるとの主張に基づくものであろう。(なお、新たな物理的原則に基づく新たなABMシステムが製造(create)される場合の制限については、ABM条約合意声明D項により米ソ間の討議事項である旨規定。)

(イ) 査察のための然るべき研究所の開放に言及があるが、これは、米のオープン・ラボラトリー提案を念頭において、むしろ、SDI禁止を確認することを目的としたものかとも考えられる。

(6) 核実験禁止関係

(イ) 米・ソ核爆発の無条件停止

従来よりのソ連の主張の繰返しである。米としては、米及びその同盟国が核の抑止力によりその安全保障を頼っている限り、既存核兵器の大幅削減、通常兵器の不均衡の解消、検証の向上等が達成されない限り応じられないとの立場。我が国としても、我が国の安全保障が米の核兵器を含む抑止力に依存している限り軽々に賛成しえない。

(ロ) 核実験モラトリアムの4月1日までの延長

(i) 近年核実験を最も多く行っているソ連は、既に新型核兵器のための実験は充分やっている。この意味でソ連はそのモラトリアムを $\frac{3}{4}$ カ月延長したからといって痛痒を感じない(そもそも、ソ連は冬の核実験は余りやらないので春までのモラトリアムの延長は余り痛くないとの米側見方あり)。他方、米は、ソ連の新型核兵器に対する核兵器の開発に着手したばかりであり、依然核実験が必要との事情があると思われる。

(ii) 又、モラトリアムについても検証が充分担保されなくてはならず、特に相互的モラトリアムについては現地査察を含む検証が重要であるが、現地査察についてのソ連の立場は未だ不明確(「必要な場合」に現地査察に応ずる用意があるとしているが、その具体的内容は不明。ソ連が真に望むなら米も納得しうる現地査察に応ずる必要がある。但し、米側もこの分野でソ連側に前向きの動きが出てきている点は評価しており、検証の問題についての米ソの話合いが動き出す可能性あり)。

(7) 化学兵器(CW)禁止

具体的な新たな提案を含むものではない。現在、ジュネーヴの軍縮会議においては、CWの包括的禁止条約の作成を目指した交渉が行われており、右交渉においてCW生産施設(工場)の宣言・廃棄、CWストックの廃棄、検証措置等についての検討を行っている。問題は、一般論ではなく、実効的なCW禁止条約作成に向けての、ソ連の具体的な対応振りの中身如何である。(これまで査察を含む検証問題に対するソ側の消極的姿勢が、本件交渉が進まない大きな理由の一つ。なお、本件提案にいう、化学兵器関連の産業基盤の破壊については、右関連の産業基盤とは何か必ずしも明らかでないが、それが平和的産業活動を阻害することを意図したものであるとすれば、我が国を含め西側諸国としても受け入れられないものとなろう。)

(8) 通常兵器軍縮(MBFR、CDE)

核軍縮の進展は、通常兵器分野での不均衡を顕在化させる可能性があるところ、西側にとっては、通常兵器問題も大きな関心事。「ゴ」提案において、通常兵器のとり上げ方は極めてあつさりしたものであり、付け足しの感は免がれず。

I. 21世紀に向けての核兵器廃絶の為のプログラム

1. 第1段階：今後5～8年以内

- (1) 米ソ両国が攻撃的宇宙兵器の開発、実験、配備を放棄するとの条件下で双方の領土に到達する核兵器を2分の1に削減。残された核運搬手段に係る核弾頭は6,000を超えないものとする。
- (2) 欧州のINF（弾道ミサイル及びクルーズ・ミサイル）の全廃。SS-20は全廃する。但し、米国は自国の戦略ミサイル及び中距離ミサイルを他国に配備しないこと、更に、英仏は自国の対応する核兵器を増加しないことを前提とする。
- (3) 米ソのあらゆる核実験を停止。他国にもモラトリアム参加をアピール。

2. 第2段階：遅くとも1990年から5～7年

- (1) 核廃絶の過程に他の諸国も参加。
 - イ. 自国の全ての核兵器を凍結。
 - ロ. 他国に核兵器を配備しない義務。
- (2) 米ソは、中距離核の廃絶に関する一層の措置を実施し、戦術核兵器を凍結。
- (3) 米ソは50%削減を終了。
- (4) 全ての核保有国による1,000km以内の射程の戦術核の廃絶。
- (5) 全ての核兵器国による核実験禁止。
- (6) 主要工業国の攻撃的宇宙兵器禁止の合意への参加。
- (7) 新たな物理的原則に基く大量殺戮能力を有する兵器の禁止。

3. 第3段階：遅くとも1995年から1999年まで

- (1) 残りの全ての核兵器の廃絶を達成
- (2) 核兵器が今後決して復活されないとの全世界的合意作成

- (3) 核兵器廃絶の特別な手続及び運搬手段の解体、再活用、廃絶の特別な手続作成を考慮（各段階で廃絶されなければならない兵器の数量及び廃絶場所についての合意を含む）。廃棄、制限に対する検証は自国検証手段（NTM）のみならず現地査察によって実施。

II. その他の部分

1. 核実験モラトリアム

- (1) 12月31日までの一方的モラトリアムを3ヶ月延長、米国がこれに応ずれば更に継続。モラトリアム遵守の為の検証は自国検証手段（NTM）、国際的手段、及び必要とあらば現地査察により確保。
- (2) 核実験全面禁止に関する米英ソの3国間交渉の即時再開。
- (3) 軍縮会議における核実験禁止に関する多国間交渉の即時開始。
- (4) 1963年の部分核禁条約（PTBT）を地下核実験に拡張するとの非同盟諸国の提案（当課注：昨年（1962年）の国連総会におけるメキシコ等提案の決議をさすと思われる）に同意。

2. 宇宙攻撃兵器

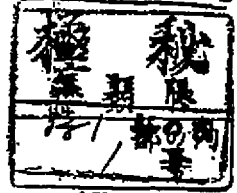
宇宙に攻撃兵器が配備されてはならず、その際、査察の為の然るべき研究所の開放を含む最も厳格なコントロールを樹立。

3. 化学兵器

- (1) 化学兵器を禁止し現存のストックを廃絶する実効的で検証可能な国際条約締結交渉の促進（条約発効直後、化学兵器製造工場の場所の公表、製造停止、及び、関連産業基盤破壊の手続に着手の用意あり）。
- (2) 第3国への移譲・配備をしない旨の合意等の暫定的諸措置。

4. 通常兵器（MBFR、CDE）

- イ. ソ連及び他のWP諸国はウィーン交渉の成功を達成せんと決意（恒久的検証ポストの設置を含む合理的な検証に合意）。
- ロ. ストックホルム会議において未解決の諸問題に着手すべき時期（大演習の通告問題に関し部分的解決を提案）。



(INF交渉訓令案)

昭.61.2.10.

INF交渉米提案(往電第 号)については、我が方として下記1.の通りの深刻な問題点が存するところ、これを米側に十分説明の上、下記3.の我が方申入れを貴使より米政府ハイレベルに至急伝達の上、結果回電ありたい。

1.

- (1) 我が方は、これまでINF交渉についてはゼロ・ゼロ・オプションをベストとしつつも、中間的解決を求める必要性がある点については理解を示し、その場合には、西側全体の安全保障の観点から、グローバルかつできる限り低いレベルでのINF削減を支持してきた(究極的にはゼロオプションの実現を強く念願)。その場合いわゆる「グローバルな解決」の内容として欧州との対比においてアジアの安全保障が十分配慮されるべきであるとのわが方認識があったらとは言うまでもない。しかるところ、欧州ゼロ、アジア部5割削減(ラウニー大使一行の説明によれば86~90基を残すことになる由。)という米案は、交渉の経過を捨象して案の内容自体について見れば、欧州との対比においてアジアにとって著しく均衡を失する内容のものであり、アジアが不公平に扱われたとの印象を一般国民に与えることはまず不可避であると考え。 (この

機密

案が、(イ) 米側としても86~90基の長距離INFを将来配備する権利を留保することによって、米ソ間の長距離INFのバランスの見地からは一応説明がつくという点や、(ロ) 西側としてソ連の対中政策上の必要性を認めざるを得ないという点、等を考慮すれば、これもグローバルな解決と説明することが理論的には可能であるとしても、他方で、一般的にせよ、ゼロ・ゼロ・オプションは、アジアと欧州が一齐にゼロになるものと観念されているという状況の下では、欧州ゼロを先行させることは、米国がNATOの利益を優先させたという議論を招くことは必至であり、且つ、これに対して国民世論が納得するようなかたちで効果的に反論することは不可能に近いと考える。又、米側は、この方式を暫定的目標として想定してはいるが、現実的に考えれば、ソ連のアジアINF不算入の厳しい立場、及び、米国にアジア部に存置されるSS-20の削減のための取引材料がほとんど存在しないことから、我が方としては事実上これをINF交渉の最終結果として受入れざるを得ないと判断される以上尚更である。)

- (2) 我が方としては、アジア部のINFを切り離し欧州部のみにつき全廃を図る方式は、アジアの核戦略バランスが将来独立して論じられる結果、米国の核抑止力に対する信頼性をゆるがせるのみならず日米安保体制の円滑な運用を阻害し、（他のアジア・太平洋諸国の不利のリアクションと相俟って）日米同盟関係の根幹に影響を与え、北西太平洋地域における米国の安全保障戦略自体にも予想される以上の支障をもたらす可能性があると考えている。

防衛省
資料

(3) 現在日本国民の間に存する7割以上という高い日米安保体制への支持及びそれを基盤としたおよそ他の2国間に例を見ない緊密な日米友好関係は、核の傘を含む米国の抑止力が平時から日本の安全を確保してくれているとの心理的安心感の上に成り立っている。そして、その背景には、日本国民の米国に対する一般的信頼感に加えて、これまでアジアにおける核戦力バランスの問題が、公に議論されたことがほとんどないという事実の上に立った米国の核抑止力に対する漠然とした信頼感がある。しかるに、アジアにおける米ソの核戦力が独立して、詳細に論ぜられることは、本来理論的に説明することの難しい同盟国をカバーする米国の核抑止力 (extended deterrence) の信頼性を国民に納得させなければならないという極めて困難な政治的課題に日米両政府が直面せざるを得ない状況を招くことになる懸念される。(米ソの戦略核は均衡したと一般的に観念されている状況のもとで、この課題に対処することは、これまで以上に困難であろう。) そして、こうした議論そのものが、我が国国民の核に対する微妙な感情に言及するまでもなく、米国の核抑止力の信頼性を低下させることはあっても、高めることはないであろう。アジアにおける米国の核抑止力は、これをむき出しにせず、一般的なものに保つことが賢明である。欧州のINF全廃を^{先行}成功させ、アジアのINF全廃を後回しにするという提案が行われれば、アジアに残存するSS-20を全廃に持ち込むためのテコの有無をめぐって、北西太平洋地域に展開されている米国の戦力、就中、三沢のF16や、横須賀の空母艦載機などのFBS、あるいはこの地域に配備されるSLCMが



そのような交渉材料となりうるか否か等の論点に議論が及び米国のNCND政策をめぐる公の論議が再燃する危険がある。

かかる状況が現実のものとなる場合には、日米安保の円滑な運用が阻害されるばかりではなく、米国の北西太平洋地域の安全保障戦略の効果的な実施そのものが不測の支障を蒙るおそれがある。

これは日米双方の国益のみならず、アジア、太平洋地域全体にとって極めて憂慮すべき事態である。

アジアについても欧州と均衡のとれた配慮が必要であり、米国がNATOの利益を優先しアジアを二の次にしたとの印象を与えるようなことは回避すべきであると日本側が一貫して主張して来たのは、国内世論対策が困難であるという以上にこのような重要な政治的、戦略的インプリケーションがあると考えたが故である。

- (4) 近年に至り我が国は、我が国及び周辺の平和と安定のみでなく西側全体の安全保障の観点から、グローバルな脅威削減に積極的な努力を傾注してきている。とりわけ中曽根総理はこの認識を強く持ち、ウィリアムズバーグ・サミットにおいてもINF交渉における米国の立場を支持しつつ、西側全体の団結の重要性を強調した政治宣言とりまとめに積極的に貢献してこられたことは想起されるべきである。かかる我が国の西側団結への政治的コミットメントにかかわらず我が国が「欧州部ゼロ、アジア部9-0」という米ソ合意を甘受せざ

るを得ないという事態に立至ることは、我が国政府を極めて困難な立場に追い込むものである。

2. 我々が置かれた状況は以上のようなものであるが、他方、交渉当事国たる米国があらゆる角度から検討した結果として、現在の米案がこの段階で考えられる唯一のフォーミュラであるとの最終判断を固めている場合は、我々が「欧州部、アジア部共にゼロ」との解決策に固執して交渉全体の行方をあやうくするわけにはいかないのも事実である。

3.

(1) 我々がとしては、かかる米国の立場に配慮しつつ同時に我が国が遭遇すべき政治的、外交的及び心理的困難をやわらげる唯一の解決策はあくまでも米側の想定する交渉結果が我々も支持した交渉原則たるグローバリズム、欧州アジアの均衡、西側の安全の一体性等にのっとったものとして内外に十分説明しうるような体裁のものとしてできあがることであると考えている。

(2) その為に最も重要なことは、残存するSS20を「欧州部」と「アジア部」に地理的に分けて論ずることはせず、米国が最終的に東経80度以東においてソ連に認めようとしているSS20基教Xをグローバル枠としてソ連側に提案し、(即ち、今後レーガン大統領からゴルバチョフ書記長に発出される書簡に

機密

においても「欧州部ゼロ、アジア部50%」という形での説明は行われないことが重要である)、対外的にも説明することであると考える。

右X基の具体的配備先については、この際、X基の配置をノボシビルスク、バルナウル及びカシスクの3基地に限定することとし、これら基地群は「欧州部」「アジア部」の区分けをもって呼ばない方式である。すなわち累次米側ブリーフィングによってもソ連が最近重視していると思われる上記3基地へのSS-20配備を認める一方、これをアジア部に配備されたSS-20と叫ばないことにより、我が方の困難を軽減せんとするものである。(一応の地理的概念をもって説明することが必要であればたとえば「ソ連中央部」と呼称することも考えられよう。)即ち、そうすることにより、この中央部のSS-20が西欧向けか、アジアの同盟国向けか、あるいは中国向けかのいずれとも考えられるものとして、この点の解決は将来に残すとしても、この暫定的解決案は、NATOとアジアの同盟国の双方に対して当面の脅威を大幅に削減するものであることを狙ったものであると説明することが出来ると思う。

なお、上記3基地は存置されるミサイルの地理的位置が欧州部かアジア部かを判然とさせない(一種のグレイ・ゾーンを作る)ために選んだものであり、従ってバイカル湖東岸のドロヴィナヤのSS-20は、撤去させることが必要となる。

(3) 我が方としては以上の具体案については上記1.の我が方基本的懸念がカ

極秘

ヴァーされる限り硬直的に考える意図はなく、米側としてより合理的な対案があれば至急提示を得たいと考えている。

4. 以上1.及び3.を米側に申し入れるにあたっては、我が方としてINF交渉に臨んでいた米側のこれまでの基本的スタンス及び我が国への継続的な協議の姿勢を高く評価しており、我が国としても交渉の成功を希求するものである点を米側に伝達する一方、我が国が国民世論との関係で抱える1.の問題点が、極めて深刻なものである点を十分理解させるよう努められたい。

(7)

極秘第 34 号



レーガン大統領宛中曽根総理返函案

61. 2. 10

2月6日付けの貴大統領書簡を拝受致しました。同書簡を通じて、またラウニー特別顧問を我が国に派遣され、軍備管理交渉に関するソ連の新しい提案に対する貴国の回答 (response) についての貴大統領のお考えを詳細に説明頂き感謝致します。ラウニー特別顧問とは私自身直接会見の機会がありませんでしたが、安倍外務大臣への表敬が行われ、柳谷外務事務次官との間で実りある協議が行われたとの報告に接しております。

貴大統領のお考えはあらゆる角度から十分の検討を加えられたものであり、これに敬意を表しますとともに、貴大統領のゴルバチョフ書記長への回答が米ソ間交渉の進展に貢献することを強く期待致しております。

貴大統領のお考えの中で、特に我が国にかかわりの深い INF の問題につき私の意見を述べさせていただきます。

最良の解決は、それが西側全体の安全にとって最善のオプションであるが故に、依然として米ソの全ての長射程 INF をグローバルに全廃することであるとの貴大統領の信念を私も共有



するものであります。私は貴大統領とともに、ウィリアムズバーグ・サミットの政治声明の起草に積極的に参加致しましたが、これはこのような信念及びサミット参加国の安全保障は不可分であり、従ってグローバルな観点から取り組まねばならないとの認識に基づくものであります。

このような考えから、引き続きゼロ・ゼロ・オプションを最終目標としつつ、中間的解決を採求せざるを得ない場合においてもグローバルな見地から西側の安全保障上の利益全体を守るという立場に立って、西欧とアジアの安全保障にも均衡のとれた配慮がなされるべきであると考えて参りました。

欧州において長射程INFを全廃し、アジアにおいて最終的にゼロにするが当初は少なくとも50パーセント削減する、との貴大統領のお考えは、この意味において新たな提案であり、私としても種々の側面から綿密な検討を行うことが必要でありました。INFの問題については、NATO諸国の世論に対し、十分配慮せざるを得ないことは当然であります。 「欧州ゼロ・アジア50%」という考え方にはアジアの安全保障及び日米同盟関係の利益との関連において慎重な考慮を要する点が含まれているように思われます。

即ち、この考え方はアジアにおける核問題を独立した問題と

して惹起し、その結果これまでアジアにおいて静かに、かつ、有効に機能して来た米国の核抑止力の信頼性の政治的安定度が損われる可能性が懸念されます。

欧州のINF全廃を先行させ、アジアのINFの廃棄を後回しにする場合には、アジア部に残存するソ連のINFの廃棄を実現するための取引材料如何といった点に論議が及び、こうした点から貴国が北西太平洋地域の安全保障のために我が国を中心に展開させている海空軍の戦力の特定部分をもって取引材料とすることの是非が議論の対象となる可能性が大きいと思われ
ます。

このような点については、ラウニー特別顧問に対し柳谷次官から詳細に御説明したとおりです。

かかる提案が行われ、これをめぐってFBS、海上核戦力(SLCM)、更にはNCND等貴国の基本的政策が公に論ぜられるような状況が生ずる場合、問題は、我が国の国内世論対策は勿論ですが、更にそれを越えて、日米安保体制の信頼性と
その円滑な運用、更には日米同盟関係の根幹に影響が及び、他のアジア・太平洋諸国の不測のリアクションと相俟って貴国の北西太平洋地域における安全保障戦略が、予測されている以上の支障を蒙る現実の危険性があるように思われます。

私がアジアの安全保障につき欧州との対比において均衡のとれた配慮が払われることが必要であることを常に主張し続けて来た理由はまさにここにあります。

私は、西側全体のグローバルな安全保障確保のため、一貫して貴大統領とともに歩んで参りましたが、このような我々の協力関係の基盤をなすものは強固な日米安保体制と日米同盟関係の存在であると確信するものであります。

ソ連の巧妙な世論工作に対抗するため、貴大統領がソ連新提案に対する早急な回答を行う必要性を強く感じておられる点は、私としても十分理解するところであります。アジアのINF問題の故に、貴大統領のパッケージ提案全体が壊れるような事態は私の決して望むところではありません。

しかしながら、私が前述した点についてこの時点で慎重な考慮と検討を加えておくことは、貴大統領と私との間のこれまでどおりの密接な協力関係の上に立って、今後貴大統領が進められる米ソ軍備管理交渉に対する我が国の強力な支持を継続するために重要であると考えますので、私は、松永大使に対し、貴国政府に対して「欧州ゼロ・アジア^{50%}」提案に関連して予想される問題点を説明の上、貴大統領の提案の実質は尊重し、その枠組みの中において、前述した私の懸念を部分的にもせよ解

CHINESE PEOPLE'S LIBERATION ARMY
PLAZA
1949

決しうると考えられる具体的提案を提示し、直ちに、貴国政府との協議を開始するよう指示致しました。今後ともアジアの I N F を初め我が国の安全保障に深い係り合いのある問題につき貴国の立場を変更される場合には、その都度、我が国と密接な協議をお願い致します。

私は、同盟国と緊密に協議し、これら諸国の利益と意見に十分配慮して、ソ連との間に意欲的な交渉を行ってこられた貴大統領のこれまでの努力を高く評価するものであります。特に我が国の関心及び利益に最大の配慮をし乍ら、対ソ交渉を続けてこられた点に深甚なる謝意を表します。世界の平和と安定に対する貴大統領の昼夜を分たぬ御尽力に対する私の変ることのない支持と協力を改めてお約束致します。

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班 (TEL 2171, 2174) に。
- 3. 本電の主旨変更は調整班 (TEL 3169) に連絡ありたい。

資料④

外務省
 次長
 官官審審長長
 典房
 長長

大外査特 博代表
 使研審室

電信写

4-29

総対文会厚情オ
 括審察人電在儀警史

総番号 R027888

主管

月 27日

英 国 発 国 軍

61年 02月 28日

本 省 着

外 審報内ブ
 報 際外

外務大臣殿

関 臨時代理大使

極 秘
 無 期 限
 43 野の内
 手

文 長
 一 二

米ソ軍備管理交渉

第681号 極秘 至急 (ゆう先処理)

極秘案 67号

往電第631号に関し

27日、当地出張中のミヤモト軍縮課長が当館川島と共に英外務省オルストン国防部長及びネビルジョーンズ調査企画部長を往訪の上、ゴルバチョフ提案に対するレーガン大統領の回答を中心に意見交換を行つたところ、先方発言中きょう味ある点次の通り。

1. 米側回答に先立ち米と同盟国との間で協議が行われ、その結果米の立場に実質的変更が加えられた事実は米と同盟国との間で真の協議が行われたことを示すものであり、心からかん迎している。(両部長とも同趣旨)

2. (1) 今次米提案でも欧州 INF はゼロになることが想定されているところ、これをカップリング、デカップリングというみやく絡で考えた場合、そもそも核抑止理論が多分に心理的なものをベースに構ちくされている点を考えればソ連がどう受け取るかが最も重要な点である。70年後半大西洋同盟の結束の弱さをめぐる不安感が米の核抑止力のクレディビリティをめぐるカプリングの議論を招いたわけであるが、その後 NATO 二重決定に沿い西欧各国が結束を維持して米 INF の配備を進め、今ま

参一二旅査移

審地中東
 参北東西

審一二保

審一二

審ソソ洋
 西東

参一二アア

次参経漁途国
 審総経工国博
 二ネ一

審海 審津

審政国開無
 参調技有理

審各協規

審政経人
 審軍社

科原

審情折調
 審企安

281034 108 1970 03

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班 (TEL 2171, 2174) に。
3. 本電の主管変更は調整班 (TEL 3169) に連絡ありたい。

電信写

た一致してゼロ・オプションを支持するに致つたこと自体が西側同盟のクレディビリティをソ連に対して増すこととなつたと考える。また、これを軍事的観点からみても70年代の後半にあれば深刻視されていたSS-20のきょういをトレード・オフできること自体悪いことではない。更にLRINFが欧州より撤去されることに伴いSRINFのきょういがうんぬんされているが、80年代の初め以来ソ連のSRINFいかに抑えこむか常に真げんに検討されてきたところであり、NATOにとり特に新しい問題ではない。トルネード、F111、更にSLBM等の存在を考えればソ連SRINFの増大さえそ止できれば、これに軍事的に対抗し得ると考えている。(「オ」部長)

(2) 英国は、従来よりゼロ・オプションよりは米INFが欧州に残る方がベターと考えていたが、グローバル・ゼロということであればすぐ実現する見通しはないことでもありこれを支持できる。問題は、欧州ゼロという考え方を当初米側が採用しかけたことで、これは理解にくるしむところであつた。すなわちソ連との間で欧州のみに限定して核軍縮を進めるということは、まさにソ連のねらいに沿い欧州の非核化の方向に進みかねず、極めて危険である。西独にはこれに対応する動きがあり、かかる動きが西欧全体に広がらないよう今後とも要注意であり、これをふうじるためにはグローバルという考え方が不可欠である。更に言えば、欧州において核軍縮と平行して通常兵力の削減が進めば良いではないかとの議論もあるが、通常兵力の話し合いを進めると、結局米国の欧州におけるプレゼンス (駐西独米軍等) を排除する方向に発展していく可能性があるので、これもけいけいに支持し得ない。ソ連は西欧と地続きで

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班 (TEL 2171, 2174) に。
3. 本電の主管変更は調整班 (TEL 3169) に連絡ありたい。

電信写

あるのに米国は欧州と海をへだてているという与件の下で戦後一かんしてソ連は欧州から米軍ないし米国のプレゼンスをくちくしようと、西側はかかるソ連の動きに対抗してきた訳である。従つて米国が欧州から離れることになれば、直接の軍事的きよういは減少していても、やはり欧州がソ連に政治的にくつ服させられる危険は残るわけで、これは容認できない。(「ネ」部長)

3. 米ソ首のう会談を念頭に置きつつ最も合意の可能性の高いINFの分野で暫定合意に到達し得るか否かは、一に係わつて政治的に合意する用意があるか否かの問題である。ソ連に英仏核の軍事的意味合いは彼等にとつて二義的なものであることを承知しているはずであり、現在米ソ交渉の場から切り離されている英仏核をあくまでも暫定合意の条件にしてみたり、あるいは技術的に更に整理が難しいSRINFあるいはFBS (航空機) に関する合意を条件にしてくるようであれば、むしろソ連にINFの暫定合意を成立させる熱意がないとみるべきであろう。(「オ」部長)

4. 党大会におけるゴルバチョフ演説において欧州INFの解釈と核実験禁止を米ソ首のう会談の前提条件にしたとの見方もあるようだが自分はこれに組しない。モスクワでのソ側関係者の話でも首のう会談に「前提条件」を付していると解されることを非常に気にしていた。むしろ、交渉の進展をはばんでいるのは西側であるとのキャンペーンを展開することにより、西側の譲歩を引き出さんとする戦略であつて、交渉の実質的進展を望んでいるとみるべきであろう。この関連で今回の「ゴ」の演説中SDIへの言及がうすかつたことも、「ゴ」としては依然として米ソ首のう会談で何等かの具体的成果をあげたいと考えている一つの証左ではあるまいか。この関連で「ゴ」

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班 (TEL 2171, 2174) に。
3. 本電の主旨変更は調整班 (TEL 3169) に連絡ありたい。

電信写

の政権しようあく度が注目されるが、「ゴ」演説において予想以上に具体性に欠ける点が懸念される。これまで党、政府、軍からそれぞれ政策オプションを出させて「ゴ」自身が選択するやり方とつてきているがソ連の体制の下でかかるやり方には企険をとまなう。ジュネーブの米ソ交渉でソ側代表団は殆んど訓令らしきものを受け取っていないようだが、右は軍が具体的訓令の発出をさまたげているためか、党大会もあり準備できないでいるためなのか、恐らく後者であろう。米ソ首のう会談に向けて「ゴ」がどのような指導力を発きするかもう少し様子を見る必要がある。(「ネ」部長)

米、仏、西独、白、ソ連、軍代に転電した。(了)

281034 108 1970 03

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班 (TEL 2171, 2174) に。
3. 本電の主管変更は調整班 (TEL 3169) に連絡ありたい。

極秘

電信写

(3) ソ側の反応は、予期された通り2月25日の党大会における「ゴ」スピーチとキを一にするものであり、意識的に否定的印象を与えようとしていた節があるが、全面拒否という訳でもない。米側が新たな提案をした際、ソ連は常に最初は「ノー」と言う反応を示してきており、否定的反応があつたからと言つて失望する必要もない。休会中ソ側が米案を正しく評価し、次回ラウンドでは前向きに対応してくることを望んでいる。

2. INFについて言えば今次ラウンドではグローバルな解決の必要性につきソ側を説得するのに相当の時間を費した。ソ側はアジアのINFは増大する米の核のきょういに対抗するため、との主張を行つており、具体的にはミサワのF-16、空ほ艦載機等を挙げているが、米としては右主張に何の合理的根拠も見出し得ない。第1にSS-20のターゲットになり得る基地等の数は極めて少く5百発もの大量のSS-20は全く不必要であり、第2にそもそも兵器の性能から空ほはSS-20のターゲットにはなり得ない。第3にソ連は、表面上・中国の核に意識的に言及しないようにしているが、實際上、中国の核を念頭においているとの説もあるが、中国の核についてもその量は多くなく、増加の傾向もゆるやかであるので、ソ連にとり大きなきょういになるとは思えない。とすると、かくも大量のSS-20がアジアに存在する理由は、とにかく大きな軍隊、大量の兵器をもたないと安心できないソ連の性向から来るものとしか言いようがない。

3. 短射程 (SR) INFについては、一かんしてソ側の抑制を要求してきており、INF合意の不可欠の構成部分と認識している。81年の米INF提案において米ソ

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会 要望等は検閲班 (TEL 2171, 2174) に。
3. 本電の主旨変更は調整班 (TEL 3169) に連絡ありたい。

秘

電信写

ともSRINFにつき82年1月の米ソそれぞれの水準を維持することを求めている。右水準が若干(約100程度)ソ連に有利とは言えソ側が右を増大しないことには意味があり、米として受かく可能な範囲にあると判断したためである。ところが83年末の米INF欧州配備に対する対抗措置として、ソ連がSRINFを東独とチェコに前進配備をし、その結果、欧州でのバランスがくずれることとなつたため、昨年11月の米提案以来、85年12月時点のソ連の水準に抑えるとのもう1つの基準を導入した。この基準の下では米はソ連の水準までSRINFを増やせることになる。いづれにしろ、今次提案はソ連に対し、82年初めの米ソの水準か、85年末のソ連の水準かのいずれかを選ばせる、という考え方に立つものである。

4. INFとSDIのリンケージについてのソ連の立場は実によく変る。昨年3月のNST第1ラウンドではINFとSDIを切り離す考えを示さしたにもかかわらず第2ラウンドでは再び厳格なリンケージを主張してきた。第3ラウンドの途中で、「ゴ」書記長の仏議会での発言があり当然リンケージもとれたと思つていたところ、本年1月15日の「ゴ」提案で再びこの点があいまいとなつたせいソ側代表団の態度も不明りようなものとなつてしまった。ケネディ上院議員訪ソの際「ゴ」が改めて明確にリンケージを否定したためNSTの場でも一応リンケージはないこととなつたが、この点に関するソ連の立場は不安定である。いかなる理由でかかる不安定さが生じているのか分らないが、ソ側代表の今次ラウンドの公式発言の中にリンケージを否定する部分があり、米としてはこれをより所にしてリンケージはないとの前提で交渉を進めている。

031049 108 2026 03

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班（TEL 2171, 2174）に。
3. 本電の主管変更は調整班（TEL 3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

5. INFの今後の見通しを立てることは難しい。米ソ首のう会談がINF交渉を促進する面があることは事実であるが、米ソ関係は軍備管理・軍縮のみではなく首のう会談もかかる広い文みやくの中で位置付けられるべきものであるので、首のう会談との関係で軍備管理問題の進展に過度の期待をかけない方がけん明であろう。米及び同盟国の安全保障にマイナスの影響を与える”悪い”協定ならば結ばない方が良く、というのがレーガン政権の基本的考え方であり、今日でも何の変化もない。

米、英、ソ、白、西独、仏に転電した。（了）

031049 108 2026 03

国際連合局長
審議官
参事官
軍縮課長
首席事務官

極秘
無期限
部の内
号

上田さん

グリットマン大使との協議 (記録)

61. 7. 16.

軍縮課

グリットマン大使は、7月15日本省関係者に対し INF問題を中心に NSTに関するブリーフを行つたところ、同日午前のブリーフ概要次の通り。(先方、マッコネル補佐官、ブダソン公使、ブリス参事官他同席、左方、中野運局長、西山駐米局長、藤井北米局長、林田起第審議官、小崎手情報局審議官、村田国運局参事官、速野課長、石野課長、安保課長、軍縮課長、情安室長他出席)

「G」大使冒頭説明

(1) (8年10月に至る INF交渉の概観)



1100204

自分は、米国のINF交渉代表として、INF問題が欧州地域のみならず、他の地域の安全保障にも影響を与える問題である点を当初より充分踏まえつつ交渉に^(際)あそんで来ている。

INF問題の根底には、米ソ両国の国家安全保障に対する相異なる^(武器拡散、同盟国の安全保障に対する向心が相違する。)パーセプションが存在している。すなわち、ソ連側が自国の安全保障に影響を及ぼすものすべてが自国を含む同盟諸国の安全保障に影響を及ぼすと認識しているのに対し、~~自国~~米国の同盟諸国の安全保障に影響を及ぼすものは、^(である)すなわち米

国自身の安全保障に影響を及ぼすもの^(である)と認識している点である。かかる相異なる安全保障に対する立場^(の相違)、米ソのINF交渉を^(を相違点について)継続している。

11/20/07

INF問題に関しては、^{以下の3点}主要論点^{がある。}

(1) 主要な規制対象兵器 (TREATY REGIME) を如何なるシステムとするか、

(2) 対する国の戦力を如何に取扱うか、

(3) 欧州・アジアという地政学的問題を如何に解決するか
(CFBS)

(a) 航空機を如何にするか、

(A) P-II以下で 戦場核以上の飛距離を有する

SS-23を含めた SRINFを如何に規制するか、

(B) 検証の問題を如何に解決するか ~~この問題は~~

まず、主要な規制対象兵器に関しては ^(地配備) LRINF

とすることで解決済みである。すなわち米国は、

P-II, GLCM, 運河 SS-20 である。



~~核~~ 英化核の問題に関し、

これは核兵器

月日交渉時間の40%を費やし、その算入が妥当
なものではない旨説明し、ソ側の主張に1つ
1つ反論する努力を継続して来た。

最近にいたるまで

(理論的範囲の)
地政学的問題に関しては、ソ側は、現在に

いたるまで、ソ側自身がその規制に関して有る地域、
制限 範囲内

定して話合わんとしている。我々は、SS-20が、その

性能、とりわけ移動性(mobility)と運搬性(transportability)に鑑み、全世

界の米同盟諸国の安全保障を損う兵器である

旨主張して来た。ソ側は、INF問題に地域的

183年

制限を加えているが、我々は、SS-20という兵器が地政学的制限が無い旨主張している。

1983年10月のアンドロポフのプラウダインタビューにおいて、ソ側はアジアの戦略状況に変化が無いことを条件としてのアジアのSS-20の凍結の可能性を指摘しており、かかる立場は現在にいたるまで継続されている。

航空機問題に関しては、米ソ間の話し合いに諸々の行き来曲折があり、この問題を米ソ間で取り上げることには時々の混雑とも見なされたこともあったが、一つの結末として、米側が、

1983年9月に、米ソ双方の同レベルの航空機をINFの規制に含める用意を示した。FBSはソ側が新たな提案をする毎に取扱いが変化している。

SRINFに関しては、米側が過去のIN
F交渉の条約草案においてSRINFの観測
を含めていたのに対し、客年10月に至るまで、
ソ側はSRINFにつきコメントすることを避
け続けた。SRINFは、英仏核やFBS同様
ソ側の取扱いがよく変化する分野である。

②(客年10月のソ連提案)

11月5日、客年10月4日、非公式提案として、また、
11月5日正式提案として、INF問題の防衛・
宇宙及びSTARTからの分離を提示越した。

INFの他の二つの領域からの分離に因して、
自分はNST開始当初からINFの分離の可能性
^{（連動し得る）} ^{（してはいる）}
~~が~~この感触を得ていたが、二の桌の自分
の感触の如し。同ノ連提案の有利政治的意義は、

一定の制限の下での120基の米GLCMの配備
を認めず用意を示したことであり。1983年末
初めて

のINF交渉^決破裂に至るまで、一側のINF
交渉に因する真のねらいは、西欧の反核平和
運動を鼓舞すること、^{米INF}米ミサイル~~の~~欧州配備を
阻止し、NATOを弱体化させることにあたり、
^{（を採る方向）}一定数の米ミサイルの配備を認めず

解決は論理的に矛盾することは言うまでもない。

その意味で、客年10月のソ側提案は、ソ側についての交渉のパートナーが平和運動から我々に移ったことを意味しよう。

但し、客年10月のソ側提案は、政治的側面から注目されたものの、米GLCM 120基の弾頭数プラス莫心核相当分として530弾頭をソ側が保有し得るとしている莫不平等なものであった。その莫^をソ側は指摘したところ、ソ側は、
(米国を射程内におさめるものではないのであるから)

530弾頭は、ソ連と莫心との向の問題であり、
米国には何ら^が関係^の無い^の問題である。た、
故。

③(客年11月の米提案)

11月1日の米提案(欧露部のSS-20と米欧州配備のLRINFの140基の削減。米はP-IIとGLCMの組合せ)は、森の中の散歩フォーミュラに類似したものであったが、これに対するソ側の反応は前向きなものでなかった。彼らは米提案に

300

本年1月のゴルバチョフ声明において、ソ側
 は、英仏核の問題を切り離した形で~~米ソINF~~
 の廃絶を提案^し、英仏核算入^もを断念している。
 これは、英仏核の問題に関し、^(ソ側の議論)我々が勝利を
 おさめたことを意味している。他方、10月の
 ソ連提案において比較的はつきりしていた
 「ソ連

東部のSS-20の数を1985年12月1日の数で凍
 結し、アジア部の戦略環境に大きな変化が無
 い限り増強しない」とのソ連アジア部のSS-20
 に対する立場が、ゴルバチョフ声明において
 は一歩後退したかの^(あり)象徴があった。

⑥ (本年2月の米国の対ソ回答)

本年2月24日の 米国の対ソ回答、及び同27日に行われた同回答に関する米側説明に対し、これは悪評^{高い}が、^(不意直)このゼロ・ゼロオプションで

ソ側付、ソ側としてこれを1月のソ側提案に対する米側回答は、^{みるごころ} ~~あるべき~~ ~~以外~~ ~~の~~ ~~何~~ ~~ら~~ ~~の~~ ~~も~~ ~~示~~ ~~さ~~ ~~な~~ ~~か~~ ~~た~~、
あまりの反応が、

たゞ着取されなかった。唯一、^{この場} ~~この~~ ~~場~~ ~~の~~ ~~終~~ ~~始~~、^底 ~~底~~ = スラックの

ソ側団員が我が方団員に対し、米側回答にあるソ連中部地域^{具体的に}は、如何なる地域を指すのか^{ほとんどの土地のほう}

と照会した^の ~~こと~~ ~~が~~ ~~あ~~ ~~っ~~ ~~た~~ ~~が~~、それ以外には ~~我が方団員に~~

いまだに何ら(1)反応もない。

7) (オ5ラウンド)

オ5ラウンドに入り、ソ側は、本年1月のゴル
バチョフ提案に基づくINF条約草案を提示した。

ソ側は、同条約草案を ~~2月の米国の対~~

ソ回答に対するリスポンスであるかの如く振

舞しているが、そこにある要素は何ら新味の

あるものではない。た~~が~~、(東経80度線をもて

欧露部とソ連東部を分割するとの案、そして、

この境界線が北緯57度の線で東方にDOG

LEGするとの案^も、すでに1982年、1983年の

時点でソ側が繰返し表明して来ている~~が~~^(この~~1982~~)、今回の

条約草案において文書の形で提示~~された~~^{された}

は、
(初めて)

^(提示)
同条約草案に際し、ソ側は、アジアINFの凍結

を再び浮上させ、同時に米INFをソ連領土に

三〇〇号

新たな
製造可能なオーストラリアに配備しないというコミットメントを米側が負うとの案を繰り込んで来ている。後者の条件は、1983年のアンドロポフ声明の際にはなかった条件である。

再び
英仏核に関して、ソ側の立場は相当強硬なものになっている。ソ側提案によれば、

米ソ双方による合意声明によって英仏核戦力の凍結につき合意されることになっており、更に

ソ側は、英仏が自国核戦力を増強しない旨正式に誓約するまでは、^{米ソ間の}条約の批准手続に着手

したいことになっており、^{いる。}我々として^{にほ}どうも受け入れられないものとなっている。仮に米

ソが英仏核不増強につき合意したとしても、^{は三自比}この意味があるというのであろうか。~~米ソ~~

~~米ソ~~ この案と^{は指摘するソ連に}否定的に対応したことに判

2007

米國は 薬価に 圧力を加える ^{どうしたい} ことに ^{関心} 参加した
が ~~主~~ ^{口實} として 著るしく ~~も~~ ^も 進めていた。

他の ~~細かな~~ ^{問題} 点としては、三ヶイル、その部品
ブループリントの ^牙 三ヶイルの 移転の 禁止があるが
^(の要請) これの ^{列在} 我々にとり 向題外であり、^{列在} どうも ^{列在} 受け
入れられない旨述べた。

2. 質疑応答 (2007年10月25日)



UNCLASSIFIED

(6月11日のソ側提案に対し、米側は回答も準備中と思料するが、~~この~~ラウンドにおいては、START, INF, 防衛・宇宙のいずれの領域におり進展の可能性が高いと判断しているが~~その~~考の向いに~~対し~~、)

~~このラウンドにおいて、防衛・宇宙の会合は一度も開かれなかった。~~

→ INFは、少なくとも他の二つの交渉進展をさまたげる「人質」にはなっていない。ソ側にとって STARTが自国の安全保障上最も重要であることは疑いない。INFはどちらかと言えば政治的に重要なものである。ソ連は、SS-20^の無^くしも~~無~~くして~~も~~ ~~交渉~~ ^{交渉を継続}しているが、戦略システム無しではそうはいかない。STARTは、INFと防衛・宇宙という二つの交渉^の向^きでも^もつ^つか^かつ^てお^り身動^きさがとれない状

LRINF

状況にある。

第5ラウンド中、ソ側から段階的削減提案（1年目に米ソの欧州配備のLRINFを双方同等の50%削減、3~5年で全廃）が示唆される一方、レーガン大統領宛ゴルバチョフ書記長返簡中に暫定措置としての新提案を示唆する内容が含まれているとの情報あり。先ず右ソ連提案の内容を承知したし。

があるが如何との交渉の向いに於て)

ゴルバチョフがレーガン大統領宛書簡も送付しているのは事実である。ソ側が提案しているのは、1年目における米ソ双方のINFの50%削減、3~5年で米ソ双方ゼロという提案であり、表面的には我々の提案に類似している。我々は、ソ側がINFの中間的合意を欲しているか否かにつき詳細に検討を重ねて来た。同時に我々は、~~ソ側~~

削減するからというよりも削減後に米ソが
平等な数を保有することになるからという点も
重視している。削減のパーセンテージは削減後に米ソが
何基ずつ保有することになるのかとの我が方照会に対し
ソ側は「回答を得られなかったが、^{ソ側}シネウラフ大將が^{は問題外}（~~先般~~）^す」と答えた。
SS-20、243基 プラス SS-4、112基の総計
を2で割った数がそれにあたりと始めて回答
した。我々は、SS-4は、1981年10月12、ブレ
ジネフ書記長がこれを破棄する旨表明してい
るシステムであるが、これを含めるのは問題
ありと述べたこと、^{4型は、}しかし、^は243割る
2であると回答した。

ソ側は「^{ソ側}システムコフ大將が
このソ側提案に対する我が方立場を照会越し
たのに対し、我々としては、グローバルなゼロ

（注）

.ゼロ オプションを好ましいものと考えながら
 中立的合意も有益なものとなりうる」と回答し
 た。レーガン大統領は、ゼロ・ゼロオプションが
 最良の選択肢であるとの立場であるが、
 ゼロ・ゼロを目指した中立的合意も望ましい
 オプションではないかと思う。

SRINFをLRINFと同時に削減乃至凍結すべしとの米の主張に対し、ソ側
 はWP政治諮問委におけるアピールにおけるウラルから大西洋までの通常兵器削減
 の文脈でSRINFをも削減するとの提案を循に、米ソINF交渉で取上げる必要
 はないと主張しているとの話もある代わりに、カルポフがSRINFの凍結は受諾可
 能と述べたとの情報にも接しているところ、SRINF問題の見通し乃至、米側対
 応如何。

その点の向いた方向)



我々は、東側のアピールには驚かされた。同ア
ピールは、CDE, MBFRについて(主に)語っている。
35ヶ国において通常兵器のみならずSRINFも
話し合えんという提案の真意が奈良にあるが明
確ではない。少なくとも、かかるフォーラムは、通常
兵器は言うまでもなく核兵器につき容易に
話し合えるフォーラムであるとは思えない。~~西側のINF条約~~
~~草案に包含していたこの~~SRINF 問題を、NSTの
交渉テーブルからはずさんとするこの試みは、
LRINFが撤去されたあかつきにはSRINF
の相対的価値が向上することから、東独、西
配備のスケールボード等を当面温存し、これを
将来凍結する等の提案を提示しうる余地を残
さんとするねらいを有しているのではないか。
いずれにせよ、WP軍縮アピールは、単に論議

を混乱させるだけである。

(ソ側はアフリカにおけるSS-20の存在を正当化するために如何なる議論を展開しているか、ソ側は、SS-20の潜在目標として具体的に何が何を指摘しているのか、その~~攻撃~~の~~中心~~に~~対~~して)。

ソ側は、SS-20を、米国のシステム、具体的には洋上配備システム、SLCM、^等三次のF-16等、^(地上配備機)太平洋、インド洋上の基地に對抗するものであると主張している。不思議なことに韓国は一度も言及されていない。我々は、^(SS-20の~~目的~~)かかるソ側の議論の前提を受け入れていない。ソ側は、欧州にはバランスが存在しており、アジアにお

日米、空母や潜水艦、航空機等の米核戦力作明^(CIA)から九州や北
 海にまで、九州に18 SS-20を撤去しようとしている。この共同の行政
 計画は、(ソ側)米の核ソ側は全く答へていない。
 唯一の答えの通り取組むべきは、ソ側から
 話し合うべきである。

けるバランスを話し合うべきとの立場であるが、
 ソ側は、我々の立場の重要な点を無視し続け
 ている。すなわち、米側はグローバルな解決^(バランス)を求
 めているという点である。

ソ側の議論の前提に「アジア」におけるバランス
 (ソ側は「アジア」を前提としておらず)
 という内容がある。我々は、この議論を何度も
 話し合った。我々は、ソ側が SS-20が米空母

を SLCM を目標としている旨述べているが、
 ソ側が、^(多数の)航空機や攻撃型潜水艦戦力を保有し
 ているのは、まさに空母や潜水艦を目標とし
 ているからではないかと反論している。①

ソ側は、SS-20は米本土の基地を攻撃出来
 ない旨主張しているが、SS-20を数年前に
 SS-5 が配備されていたアジアに配備すれば
 米領土の3分の1を攻撃し得る。サンディエゴ

アジアの
 ソ連の
 バランス
 (ソ側は
 「アジア」
 を前提と
 しておらず
 という内容
 がある。我
 々は、この
 議論を多
 ども話し
 合った。我
 々は、ソ
 側が SS-
 20が米空
 母を SLCM
 を目標とし
 ている旨述
 べているが、
 ソ側が、
 航空機や
 攻撃型潜
 水艦戦力
 を保有し
 ているのは、
 まさに空
 母や潜水
 艦を目標
 としている
 からでは
 ないかと
 反論してい
 る。①
 ソ側は、
 SS-20は
 米本土の
 基地を攻
 撃出来な
 い旨主張
 している
 が、SS-
 20を数
 年前に
 SS-5 が
 配備され
 ていたア
 ジアに配
 備すれば
 米領土の
 3分の1
 を攻撃し
 得る。サ
 ンディエ
 ゴ

30年
可ぞ別達可能なのである。

三沢のF-16に關しては、我々は、日本の政
策及び同政策に対する米側の立場をソ側は承
知のはずと表明している。

また、ソ側は、SS-20を軍港を目標とするもの
であると主張しているが、これに対しては、ソ側が
軍港に対する先制攻撃を企図しない限り、全
船舶が攻撃後のからの軍港を攻撃することと
なり無意味である旨我々は反論している。
同様の口実の攻撃を他のソ領にもあてうる。

以上 おかし 米側の反論を 論理的に ソ側に向けると彼らは
立腹する。

自分 が は、オヴ コ 氷フ大使に対し、SS-20はター
ゲットの数に比し過剰に配備されている旨向
つたところ、同席のソ連軍人は、「オ」に対し 質問に
答えないよう忠告していた。

(何らかの措置が)

1つの核保有国に対する防衛の水準を低減させること^はに^{対し}国内的に説明を行うことが極めて困難である旨述べていた。

(アジアにおけるSS-20に因り、ソ側にとって中国核が第1の関心なのか。ソ側の意図するところは、アジアにおいても欧州においても同様の核バランスの維持にあるのではないか。ゆがにソ側はアジアのSS-20に因り固いのか。)

ソ側の根柢にある懸念は論理によって解決され得るものではない。ソ側は、自分達は欧州で譲歩した以上他のところでは譲歩しないと述べているが、これは彼らが決して譲歩しないことと意味するものではなからう。

しかし

側は、如何なるレベルで了了のINFを凍結するかにつき具体的に詰合(な)うことを欲していない。この案に因する最初の側の反応は、条約が合意された時点のレベルで凍結するというものであった。次の反応は、凍結レベルに因する数は、^{ほか}他の諸案で合意が成立するまでは~~交渉~~交渉の対象にしないというものであった。最近側は案側が了了の55-20に因し数を誇張していると主張している。

（貴大使は、ソ側がどの程度譲歩してくると
思っているの
評価しているかという考方の内には対し）

我々が
ソ側の交渉における立場が、しばしば変わる
ことも何度が経験している、英仏核算入内
題に我々が交渉時間の40%を費して来たのも
本件同じソ側の立場がしばしば変わるからであ
り、一定の譲歩を引き出すには、忍耐強く当方の主張を
繰り返していくことが肝要である、カルポフ
の最近訪英したが、これは、米側が、英仏核に
関しては英仏両国と話合ふべしと、ソ側に対し、
一貫して主張して来たことによるものと思わ
れる。アジス INF におけるソ連の歩み寄り
の可能性に関しては、ソ側として、アジス INF 問題

ソ側の

は従来の立場から動き得ない内題であると言
わんとしているものと看取される。そこには
論理とは異なる何かが支配しているようだ。
アジア INF 内題を別にすれば、航空機内題、
SRINF とともに ^{従来の}ソ側の立場にしばしば変化が看
取されて来ており、現在の航空機は INF
から除外というラインで米側として異存なく、
SRINF に属してもいずれにせよ近い将来ソ側
が提案を行って来ることが予想される。

何らかの

アジア INF 以外は何らかの形で動いて
行くことが期待されているが、アジア INF に属
してはソ側の立場は ^{最も} 堅いようだ。

(英仏核に関するソ連の英仏両国に対するア
プローチに差違があるがその当方の内訳)

我々は、英仏両国に対するソ連のアプローチ
上何らの相違も看取していない。しかし、注
目されるのは、カルポフ NST 首席代表がロ
ンドンには赴いたが、パリには行っていない
という点、ソ側が従来英仏核相当分として
米ソバランスとは別枠で保有することを主張
していた 530 弾頭というのは、仏が現在の核
近代化計画を達成した時^{単独}に仏で保有するこ
とになる弾頭数とほぼ一致しているという点
である。更に、今般のソ側提案にあった戦略シ
ステムの才三国移転禁止問題は、トライデント II (D-5)
計画を有する英国にねらいを定めたものと言えよう

11004

先般、英の国会議員団が訪ソした際、英国の核に関するやりとりがあったと承知しているが、同様のアプローチが仏に対しては為されていると承知していない。かかる差異が生ずる理由としては、仏においては共産党ですら自国の核保有に反対していないのに対し、英においては労働党が核近代化に反対して~~あり~~^{あり}が拳が~~られまう~~ソ連は英国の方がつや入る方が大と見ているのがおもしろい。又、米にしても、仏の核近代化には何ら手身一つ付いていずればと手付心の様がないが、英については契約関係にあつては米との関係は、尚ほなつかれる方が付心は苦しむと確かである。

(SS-20の移動性 (mobility) に関し、西欧諸国
から SS-20の移動性を過剰評価すべきではなく、
移動性によ、もたらされる脅威^{若干}に制限して
評価する要ありとの議論があるが如何との~~事~~
~~の~~ ~~同~~ ~~に~~ ~~対~~ ~~し~~)、

SS-20の移動性が脅威を構成していること
は事実であり、その移動性、飛距離に鑑み周辺
諸国に政治的威嚇を与えている。^(これも事実である) ソ連は、欧州
で合意できれば、これをアジアに移すことな
く~~廃~~絶する旨述べているが、アジア部のSS-20
が残される限りその移動性、飛距離による
欧州に対する威嚇のポテンシャルが温存され
ることとなり、ソ連に隣接する諸国の安全保
障を侵害し続けることには変わりはない。

（今次ソ連提案は、600km以上の全ゆる巡航ミサイル禁止の立場からALCM及び一定の潜水艦搭載SLCMは戦略核へ含めるとの立場に転換したものと承知。米軍としては右提案をどう見ているか。我が国としては、主として検証を容易にするとの理由から、貴国が特定の艦船を核兵器SLCM搭載艦と看做すことに同意する場合には、日米安保条約の下で我が国に寄港している貴国艦船の寄港に大きな影響を及ぼし兼ねないと思料。本件提案に対し

Y側として如何に対処する所存が~~ある~~）

我々は、SLCMをINFからはずしている。
もはや如何なる洋上配備システムもINFには
含まれない。

従来

ソ側は、600Km以上のあらゆるSLCM禁止を主張していたが、これは、英、日、米等西側諸国の人口密集地の大部分が海岸線から90マイル以内の地帯に位置しているのを知し、ソ連は内陸部に人口密集地を擁していることを想起すれば明らかな通り、西側にとり極めて向題のある提案であった。